

第4章 関係地域

1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第2の「対象事業が実施される区域の周囲3 km以内の地域」に基づき設定した。


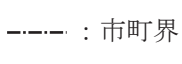
2 環境に影響を及ぼす地域


前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおり、以下の3市1町の一部が含まれる。

- ・埼玉県 北足立郡伊奈町
- ・埼玉県 上尾市
- ・埼玉県 桶川市
- ・埼玉県 蓮田市



凡例

 : 対象事業実施区域  : 市町界

 : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図4.2-1 環境に影響を及ぼす地域

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業環境影響調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和6年10月1日(火)～令和6年11月1日(金)

場所：埼玉県環境政策課、埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県東部環境管理事務所、伊奈町環境対策課、上尾市環境政策課、桶川市環境対策推進課、蓮田市みどり環境課、上尾伊奈資源循環組合

「埼玉県環境影響評価条例」第7条の規定に基づき、令和6年10月1日(火)から令和6年11月15日(金)までの期間で、調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を受け付けた結果、提出された意見は23件であった。意見の概要を表5-1に示す。

表5-1 (1/4) 意見の概要

項目		関連ページ番号	意見の概要
第2章 対象事業の 目的及び概 要	地下水の水位	調査計画書 p. 2-13	地下水の水量の減少が心配
	地下水の水質	調査計画書 p. 2-14	地下水の環境汚染が心配で将来人害にならないか不安が消しきれない。
	車両運行計画、 工事計画	調査計画書 p. 2-18～19 p. 2-20～21	周辺道路は既に混雑していますが、周辺道路の対策は行わないのでしょうか？トラックが通る度に家は揺れます。台数が増えるとなるとそういったことも気になります。そして、周辺道路は狭く、歩道も狭いので通学も更にリスクが高まると思います。
第3章 地域特性の 把握	地下水、地盤沈下、動物、植物	調査計画書 p. 3-52 p. 3-91 ～ 102 p. 3-106 ～ 110 p. 3-111 ～ 112	半径3km圏に、湧き水、希少生物(埼玉県レッドデータブック記載)の生息が確認されております。 処理施設整備される際は、現地の植栽を生かし移植するなどの配慮をしていただき、地下水のくみ上げによる地盤沈下や湧き水の枯渇それに続く、環境の変化や希少生物への影響に配慮していただき、井水の使用をしないなど考慮いただければと存じます。
	動物	調査計画書 p. 3-89	「表3.2.5-1 文献資料一覧」の埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。例えば伊奈町の限られた地域で生息が確認されているホンドキツネは、第4版(2018)において「低地帯では絶滅に近い状況と推定される」と評価しながら、ランク外とされるなど、地域性をふまえた選定がされていないためである。

表 5-1 (2/4) 意見の概要

項目	関連ページ 番号	意見の概要
第4章 環境の保全についての配慮事項	動物、植物、生態系 調査計画書 p. 4-1	「表 4.1.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等」に、生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」など、生物多様性保全に関する 2030 年までの世界共通目標に基づいて策定された、「埼玉県生物多様性保全戦略 (2024.3 策定)」を加える必要がある。
	調査計画書 p. 4-6	「表 4.1.1-3 (2/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (上尾市)」の、「第 2 次上尾市緑の基本計画」の対象事業に関連する内容に、「原市沼川を含めた河川周辺の低地 (沼地、湿地など) は、多様な生き物の生息地であり、水害時の遊水機能を有していることから、今後も河川区域と一体的に保全・活用を図ります」(※同計画 p48 記載)を加える必要がある。
	調査計画書 p. 4-11	「表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。」が「△」となっているが、調査前から、「事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない」と断定できるものではないため、「○」にすべきである。
	調査計画書 p. 4-11	表 4.2.2-1 (1/2) 「配慮されるべき地域とその分布」について。区分「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が△×△になっているが、調査計画書作成の段階なのに、「対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない。」と言い切れるのはおかしいと思います。すべて○にして、きちんと調査するべきだと思います。
	調査計画書 p. 4-12	表 4.2.2-1 (2/2) 「配慮されるべき地域とその分布」について。「配慮されるべき地域」欄の「里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が△になっているが、対象事業実施区域の昔の地図を見ると、田んぼや畑だったことがわかる。また、現在も畑や草原がある。それは里山と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を○とするべきだと思います。
	調査計画書 p. 4-14	「表 4.4.1-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討」で、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」において、「現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な動植物が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、生育、生育空間の分断の回避に努める。」とあるが、「埼玉県生物多様性保全戦略」の目指す将来像「ネイチャーポジティブの実現」との整合を考えると、代替措置の観点を加える必要がある。同様に、配慮事項として郷土種の植樹しか書かれていないが、多様な草地環境の再生・創出や、整備する調整池を多自然型とするための配慮事項も加える必要がある。
水象、地下水、土壌	調査計画書 p. 4-11	「表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。」が「△」になっているが、調査計画書第 3 章の p3-112 「図 3.2.5-3 伊奈町の湧水の確認状況」で、事業実施区域において湧水が確認されており、「○」にすべきである。

表 5-1 (3/4) 意見の概要

項目		関連ページ 番号	意見の概要
第4章 環境の保全 についての 配慮事項	景観、自然との ふれあいの場	調査計画書 p. 4-12	<p>表 4.2.2-1 (2/2)「配慮されるべき地域とその分布」について。</p> <p>「配慮されるべき地域」欄の「すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が×になっているが、対象事業実施区域はのどかな場所で良い散歩コースにもなっており、人が自然とふれあう場と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を○とすべきと思います。また、「すぐれた自然の風景地等」を文字通りに読むと、まさに対象事業実施区域は、失われゆく日本ののどかなすぐれた自然風景地に見えます。</p>
第6章 調査方法	大気質	調査計画書 p. 6-1～5	<p>大気質調査について、工事前のバックグラウンド調査及び施設稼働以降の全ての期間の調査において、一般環境大気質の状況の調査物質に以下で述べる物質を追加して、なおかつ調査地点を増やして欲しい。</p> <p>施設稼働後、排気口から出る直前の排気について、以下の物質を24時間連続測定をして欲しい。(24時間連続測定が無理な物質は、1ヵ月に1回以上等できるかぎりまめな測定)</p> <p>調査を要望する物質は、調査計画書 p6-1「表 6.1.1-1 調査内容」の一般環境大気質の状況の調査物質(これら物質は必須)及び当該施設で廃プラスチック保管圧縮梱包や粗大ごみの保管切断を行うことから、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須)を追加して欲しい。</p>
			<p>調査要望する物質(降下ばいじん、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須))について、施設敷地の北の境界1か所(A-1)の調査から、東西南北の4か所の境界での調査を増やして欲しい。年4回以上の調査を要望。</p> <p><要望理由>施設周囲には、非常に接近した場所から、住宅密集地、東部浄水場、セキチューやスーパーのトップなどが広がっており、当該施設の排気は風によって様々な方向へ流れるから。</p>
	動物	調査計画書 p. 6-38	<p>「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の既存資料調査については、第3章、p3-89と同じく、埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。</p> <p>「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の現地調査において、事業実施区域は、オオタカの営巣地が埼玉県で登録されている地域から1.5km以内に位置し、高利用域にあたるため、「埼玉県オオタカ等保護指針(1999.3策定)」に基づいて、最新の巣の位置を含めた生息・営巣・繁殖状況調査を行う必要がある。</p> <p>上尾市にある大型商業施設が建設された際、アライグマ、ハクビシン、たぬきが生息する場所をなくし、大量に近隣住宅に迷い込み、近隣住民が駆除に苦労したそうです。</p> <p>新ごみ処理施設を建設する場所には、どのくらいの小動物が生息しているのか把握する調査をし、小動物が大量に生息していた場合、どのように対応しますか。</p>
生態系	調査計画書 p. 6-46	<p>「表 6.9.1-1 調査内容」の、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出や生息・生育環境等については、周辺地域の自然環境について調査・観察や保全管理活動を行っている地元の市民団体等と協議する必要がある。</p>	

表 5-1 (4/4) 意見の概要

項目		関連ページ 番号	意見の概要
第6章 調査方法	景観	調査計画書 p. 6-54	<p>日本では人口が減少傾向であるにも関わらず、上尾市内（伊奈町も含む）では、近年でも急速に住宅地化が進んでおり、それに伴って自然環境や農地が急速に失われているように見て取れます。今後さらに道路開発が進むことを考えれば今ある緑も近い将来、あっという間に消失してしまうことが予想されます。</p> <p>海も山もない上尾、伊奈地域での「地域らしさ」、市（町）境周辺での農地や雑木林が相まった長閑な景観はそのひとつだと考えています。</p> <p>施設計画の中では、緑化計画が謳われており、しっかりと地域の自然環境への配慮がされており期待していますが、「工場立地法に定められた緑化率20%」にとどまらず、「地域で失われた緑をこの事業の中で取り戻す」ことを目指し、豊かな自然環境が「らしさ」だと自信をもって言えるような地域に寄与する施設整備を行っていただくことを強く望みます。</p>
	施設配置計画	調査計画書 p. 2-8	<p>図 2.6.2-1 施設配置計画（案）で、西側の原市沼川沿いから 10m 程度後退した赤い線が引かれていますが説明の記載はありますか。</p>
その他	地域貢献		<p>温水プールや住民が利用出来る体育館、トレーニングルームなどスポーツ施設の建設をしてほしいです。</p>
	計画道路	—	<p>環境影響評価調査計画以前に、上尾市内の道路計画などを周辺住民並びに市民に説明する必要がある、その説明すらままならないまま計画を進めることは断じて容認できるものではない。搬入経路については現段階では計画のままで留まっている。</p> <p>はなみずき通りを延伸とする上尾伊奈線においては、特に右折待ち渋滞が常態的に発生している。これは、上尾市内全域に言えることであるが、右折レーンが設置されている交差点が少なく、右折の車の後続車を待つことで渋滞が発生している。</p> <p>また、周辺では現在でも抜け道として利用する自動車が多く、一方通行路にも関わらず、時速 40 キロ以上で走行する自動車も見受けられるため、非常に危険である。</p> <p>上記事由より、想定搬入路となっている道路計画の説明を先にいただきたい。</p>
		—	<p>上尾伊奈線の道路計画については、未だに全容不明であり、道路建設後の環境変化についても未知数である。</p> <p>よって、道路計画の説明および実行が本質的には先行すべきであり、環境影響評価調査はその後に実施すべきである。</p>
	住民参加	—	<p>当該事業においては、住民への説明機会が大変少ない状況となっており、また、告知方法についても組合のホームページ上での告知と限定的であり、周辺住民に対しての周知をもっとすべきではないかと思慮する。</p>
	交通計画	—	<p>道路計画については現状の交通状態の分析および当該施設の工事中・開所後の見込みが未知数である。</p> <p>当該施設開所による交通量の増加は容易に予想できるため、自家用車の交通量を減らす施策などを考えることを切に願いたい。</p> <p>まずは道路計画、道路建設後の車の流れを住民に説明したうえで環境影響評価が意義のある事業計画であると考えている。</p>

第6章 調査計画書についての知事の意見

調査計画書に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 国の排出削減目標(NDC)や、県、伊奈町の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。
- (2) 導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や余熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。
- (4) 計画地周辺には、住居や商業施設があることから、搬入された廃棄物(可燃ごみ)から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えることがないように努めること。
- (5) ごみ処理施設の統廃合に伴う交通流の変化により、計画地周辺における生活環境への影響の増大が懸念されることから、必要な対策を実施すること。
- (6) 計画地に隣接している原市沼川については、過去に流域で浸水があった区域があることから、災害時の地域の避難拠点として機能するよう、原市沼調節池の整備状況等を踏まえ、必要な対策を検討すること。
- (7) プラント用水に井水を利用する場合においては、計画地周辺の農地利用や上水利用等への影響が懸念されることから、埼玉県生活環境保全条例を遵守し、十分な対策を実施すること。なお、敷地内の観測井もしくは計画地周辺の既設観測井等において継続的に観測を行うことが望ましい。

- (8) 計画地の施設配置（空き地の利用方法含む）については、安全性を考慮しながらも、計画地東側の樹林地等の周辺緑地との連続性を確保するなど、可能な限り、生物多様性や地域住民に配慮した計画を検討すること。なお、検討に当たってはビオトープを整備している周辺ごみ処理施設の事例等を参考にすることが望ましい。
- (9) 市民のライフスタイルの変化、従来存在しなかった新たな製品の販売・使用に伴い、廃棄物の量のみならず質の変化も生じていることから、施設及び設備の導入に当たっては、紙おむつ等の近年排出が増加している廃棄物についても考慮すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 動物及び植物

- ア 保全すべき動物種について、国内外来種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。
- イ 計画地周辺では、過去にカヤネズミやタヌキ、コウホネ等の生息が確認されていることから、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。
- ウ 鳥類の調査において、一般的な昼行性の種だけでなく、採餌のために計画地へ夜間に飛来する種も想定されることから、夜間調査についても実施すること。
- エ 計画地に隣接している原市沼川について、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴い環境が変化する可能性があることから、魚類・底生動物を含め関係する動物の予測・評価に当たっては、本事業による環境の変化について考慮すること。

(2) 生態系

地域を特徴づける生態系の指標となる着目種については、単に調査結果から選定するのではなく、専門家等からの助言を受けた上で選定すること。

(3) 景観

予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定すること。

なお、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行うことが望ましい。

(4) 史跡・文化財

計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、教育委員会とよく協議し、包蔵地外も含めて調査を行うこと。

(5) 温室効果ガス等

ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測・評価を行うこと。

イ 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、二酸化炭素だけでなく、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象とすること。

3 環境保全措置について

(1) 動物

工事期間中にオオタカの営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

(2) 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。

開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

第7章 第5章及び第6章の意見についての都市計画決定権者の見解

1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は23件であった。環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表7.1-1に示すとおりである。

表7.1-1 (1/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目		意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 対象事業の目的及び概要	地下水の水位	地下水の水量の減少が心配。	計画施設では、生活用水、プラント用水ともに上水道の利用とします。ただし、生物の生息生育環境の保全に必要なとなる用水は地下水を利用する可能性があります。この場合にあつて、その用水量はごく少量に限られ、地下水位への影響は極めて小さいと考えます。
	地下水の水質	地下水の環境汚染が心配で将来人害にならないか不安が消しきれない。	計画施設から発生するプラント排水や生活排水については、公共下水道に排出するものとし、公共用水域には直接排出しない計画とします。 また、ごみピットについては水密性の高いコンクリート構造などといった信頼性のある構造とするため、地下水や公共用水域への影響はない計画とします。
	車両運行計画、工事計画	周辺道路は既に混雑していますが、周辺道路の対策は行わないのでしょうか？トラックが通る度に家は揺れます。台数が増えるとなるとそういったことも気になります。そして、周辺道路は狭く、歩道も狭いので通学も更にリスクが高まると思います。	周辺道路整備は、本ごみ処理施設整備事業とは別事業ですが、今後の渋滞対策や安全対策を考える上でも関係性は重要と考えますので、上尾市及び伊奈町の道路部局と連携し、施設整備を進めてまいります。
第3章 地域特性の把握	地下水の水位、地盤沈下、動物、植物	半径3km圏に、湧き水、希少生物(埼玉県レッドデータブック記載)の生息が確認されております。処理施設整備される際は、現地の植栽を生かし移植するなどの配慮をしていただき、地下水のくみ上げによる地盤沈下や湧き水の枯渇それに続く、環境の変化や希少生物への影響に配慮していただき、井水の使用をしないなど考慮いただければと存じます。	計画施設では、生活用水、プラント用水ともに上水道の利用とします。 また敷地内の植栽については、郷土種を採用し、周辺環境との調和を目指します。確認された保全すべき種の生息生育箇所が改変されてしまう場合には、移植措置等の環境保全措置を検討してまいります。保全すべき種の保全に必要なとなる用水は地下水を利用する可能性があります。この場合、その用水量はごく少量に限られ、地下水位への影響は極めて小さいと考えます。
	動物	調査計画書 p.3-89「表3.2.5-1 文献資料一覧」の埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。例えば伊奈町の限られた地域で生息が確認されているホンドキツネは、第4版(2018)において「低地帯では絶滅に近い状況と推定される」と評価しながら、ランク外とされるなど、地域性をふまえた選定がされていないためである。	ご意見を踏まえ、現地調査、予測、評価を行いました。なお、ホンドキツネにつきましては、生態系で選定しました。

表 7.1-1 (2/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第4章 環境の保全についての配慮事項	調査計画書 p.4-1「表 4.1.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等」に、生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」など、生物多様性保全に関する 2030 年までの世界共通目標に基づいて策定された、「埼玉県生物多様性保全戦略（2024.3 策定）」を加える必要がある。	「埼玉県生物多様性保全戦略」について、追記しました。
	調査計画書 p.4-6「表 4.1.1-3 (2/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（上尾市）」の、「第 2 次上尾市緑の基本計画」の対象事業に関連する内容に、「原市沼川を含めた河川周辺の低地（沼地、湿地など）は、多様な生き物の生息地であり、水害時の遊水機能を有していることから、今後も河川区域と一体的に保全・活用を図ります」（※同計画 p.48 記載）を加える必要がある。	「第 2 次上尾市緑の基本計画」の対象事業に関連する内容としては、計画の基本方針となる 3 つの柱を記載しました。 原市沼川沿いの土地利用については、河川管理者とも協議しながら検討を進めて参ります。
	調査計画書 p.4-11「表 4.2.2-1(1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。」が「△」となっているが、調査前から、「事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない」と断定できるものではないため、「○」にすべきである。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。なお、現地調査は、原市沼川が多様な生物の生息生育地であることを踏まえ実施しました。準備書段階での現地調査結果については、p.10.7-7、p.10.8-5 に記載しました。
	調査計画書 p.4-11「表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布」の区分の欄「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が「△、×、△」になっているが、調査計画書作成の段階なのに、「対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない。」と言い切れるのはおかしいと思います。すべて「○」にして、きちんと調査するべきと思います。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。なお、現地調査は、原市沼川が多様な生物の生息生育地であることを踏まえ実施いたしました。準備書段階での現地調査結果については、p.10.7-7、p.10.8-5 に記載しました。
	調査計画書 p.4-12「表 4.2.2-1 (2/2) 配慮されるべき地域とその分布」の配慮されるべき地域の欄「里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が「△」になっているが、対象事業実施区域の昔の地図を見ると、田んぼや畑だったことがわかる。また、現在も畑や草原がある。それは里山と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を「○」とするべきと思います。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。準備書段階での現地調査結果については、p.10.11-4 に記載しました。

表 7.1-1 (3/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第4章 環境の保全についての配慮事項	調査計画書 p.4-14「表 4.4.1-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討」で、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」において、「現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な動植物が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、生育、生育空間の分断の回避に努める。」とあるが、「埼玉県生物多様性保全戦略」の目指す将来像「ネイチャーポジティブの実現」との整合を考えると、代替措置の観点を加える必要がある。同様に、配慮事項として郷土種の植樹しか書かれていないが、多様な草地環境の再生・創出や、整備する調整池を多自然型とするための配慮事項も加える必要がある。	いただいたご意見をもとに、現地調査は、代償措置が必要となる場合の、実行可能性についても探りながら実施いたしました。 本事業における環境保全措置については、p.11-11～16 に記載しました。
	調査計画書 p.4-11「表 4.2.2-1(1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。」が「△」になっているが、調査計画書第3章の p.3-112「図 3.2.5-3 伊奈町の湧水の確認状況」で、事業実施区域において湧水が確認されており、「○」にすべきである。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。準備書段階での現地調査結果については、p.10.6-3 に記載しました。
	調査計画書 p.4-12「表 4.2.2-1 (2/2) 配慮されるべき地域とその分布」の配慮されるべき地域の欄「すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が「×」になっているが、対象事業実施区域はのどかな場所で良い散歩コースにもなっており、人が自然とふれあう場と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を「○」とするべきだと思います。また、「すぐれた自然の風景地等」を文字通りに読むと、まさに対象事業実施区域は、失われゆく日本ののどかなすぐれた自然風景地に見えます。	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。原市沼川は自然とのふれあいの場であることを踏まえて調査を行い、準備書段階での現地調査結果については、p.10.11-5 に記載しました。

表 7.1-1 (4/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>第6章 調査方法</p>	<p>大気質</p> <p>大気質調査について、工事前のバックグラウンド調査及び施設稼働以降の全ての期間の調査において、一般環境大気質の状況の調査物質に以下で述べる物質を追加して、なおかつ調査地点を増やして欲しい。</p> <p>施設稼働後、排気口から出る直前の排気について、以下の物質を24時間連続測定をして欲しい。(24時間連続測定が無理な物質は、1ヵ月に1回以上等できるかぎりまめな測定)</p> <p>調査を要望する物質は、調査計画書 p. 6-1「表 6.1.1-1 調査内容」の一般環境大気質の状況の調査物質(これら物質は必須)及び当該施設で廃プラスチック保管圧縮梱包や粗大ごみの保管切断を行うことから、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須)を追加して欲しい。</p>	<p>環境影響評価の大気質調査は、煙突排ガスによる影響及び廃棄物運搬車両の排ガスによる影響を調査対象としています。また調査地点の設定は、「大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点」とされています。調査計画書でお示しした調査地点にて、大気質への影響を十分予測・評価できるため、地点の追加は行いませんでした。</p> <p>不燃・粗大ごみ処理施設、資源物処理施設については、作業は施設内で実施します。施設内の作業場の空気は、集じん・活性炭吸着装置等で吸引、処理を行い屋外へ排出しますので、懸念される物質について、調査項目等を追加しない方針とします。施設稼働後のモニタリングについては、類似施設の実施状況を参考としながら検討してまいります。</p> <p>なお、調査地点については、現地調査結果から地域差は小さいといえます。よって、調査地点数としても妥当と判断しました。</p>
	<p>調査要望する物質(降下ばいじん、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須))について、施設敷地の北の境界1か所(A-1)の調査から、東西南北の4か所の境界での調査を増やして欲しい。年4回以上の調査を要望。</p> <p><要望理由>施設周囲には、非常に接近した場所から、住宅密集地、東部浄水場、セキチューやスーパーのトップなどが広がっており、当該施設の排気は風によって様々な方向へ流れるから。</p>	<p>上記と同様の理由により、ご要望のあった化学物質(大気質調査)を埼玉県環境影響評価技術指針に定める「その他の大気質に係る有害物質等」としては取り扱いません。</p>
<p>動物</p>	<p>調査計画書 p. 6-38「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の既存資料調査については、第3章、p. 3-89と同じく、埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。</p>	<p>ホンドキツネの生息にも留意し現地調査を行いました。現地調査結果については、p. 10.7-7に記載しました。</p>
	<p>調査計画書 p. 6-38「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の現地調査において、事業実施区域は、オオタカの営巣地が埼玉県で登録されている地域から1.5km以内に位置し、高利用域であるため、「埼玉県オオタカ等保護指針(1999.3 策定)」に基づいて、最新の巣の位置を含めた生息・営巣・繁殖状況調査を行う必要がある。</p>	<p>現地調査において、オオタカの最新の巣の位置を含めた生息・営巣・繁殖状況調査を実施し、対象事業実施区域の利用状況を把握しました。</p>

表 7.1-1 (5/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目		意見の概要	都市計画決定権者の見解
第6章 調査方法	動物	<p>上尾市にある大型商業施設が建設された際、アライグマ、ハクビシン、たぬきが生息する場所をなくし、大量に近隣住宅に迷い込み、近隣住民が駆除に苦労したそうです。</p> <p>新ごみ処理施設を建設する場所には、どのくらいの小動物が生息しているのか把握する調査をし、小動物が大量に生息していた場合、どのように対応しますか。</p>	<p>現地調査結果については、p.10.7-7に示しました。</p> <p>外来種の生息が問題と考えられる場合には、上尾市及び伊奈町の鳥獣害対策担当と連携することとなります。</p> <p>なお、敷地内には、可能な限り緑地を多く配置します。</p>
	生態系	<p>調査計画書 p.6-46「表 6.9.1-1 調査内容」の、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出や生息・生育環境等については、周辺地域の自然環境について調査・観察や保全管理活動を行っている地元市民団体等と協議する必要があります。</p>	<p>地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出や生息・生育環境等については、地域の有識者のご意見を頂きながら作成しました。</p>
	景観	<p>日本では人口が減少傾向であるにも関わらず、上尾市内（伊奈町も含む）では、近年でも急速に住宅地化が進んでおり、それに伴って自然環境や農地が急速に失われているように見て取れます。今後さらに道路開発が進むことを考えれば今ある緑も近い将来、あっという間に消失してしまうことが予想されます。</p> <p>海も山もない上尾、伊奈地域での「地域らしさ」、市（町）境周辺での農地や雑木林が相まった長閑な景観はそのひとつだと考えています。</p> <p>施設計画の中では、緑化計画が謳われており、しっかりと地域の自然環境への配慮がされており期待していますが、「工場立地法に定められた緑化率 20%」にとどまらず、「地域で失われた緑をこの事業の中で取り戻す」ことを目指し、豊かな自然環境が「らしさ」だと自信をもって言えるような地域に寄与する施設整備を行っていただくことを強く望みます。</p>	<p>敷地内の緑化については、可能な限り面積を確保いたします。周辺の景観に配慮し、地域に貢献し、住民に親しまれる施設を目指してまいります。</p>
その他	施設配置計画	<p>調査計画書 p.2-8「図 2.6.2-1 施設配置計画（案）」で、西側の原市沼川沿いから 10m 程度後退した赤い線が引かれていますが説明の記載はありますか。</p>	<p>調査計画書段階では用地測量を実施しておらず不明確であったことから、おおよその対象事業実施区域の敷地境界として赤い線を示しておりましたが、令和6年度に実施した用地測量の結果をもとに、準備書では敷地境界を修正しました。</p>

表 7.1-1 (6/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他	<p>温水プールや住民が利用出来る体育館、トレーニングルームなどスポーツ施設の建設をしてほしいです。</p>	<p>ご意見の内容については、令和7年4月30日に柴中荻区と締結した「(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設に関わる地域振興策協定書」に基づき、地域振興策として事業を進めており、温水プールは整備しない方針です。スポーツ施設とし、体育室整備を検討しております。</p>
計画道路	<p>環境影響評価調査計画以前に、上尾市内の道路計画などを周辺住民並びに市民に説明する必要があり、その説明すらままならないまま計画を進めることは断じて容認できるものではない。搬入経路については現段階では計画のままで留まっている。</p> <p>はなみずき通りを延伸とする上尾伊奈線においては、特に右折待ち渋滞が常態的に発生している。これは、上尾市内全域に言えることであるが、右折レーンが設置されている交差点が少なく、右折の車の後続車を待つことで渋滞が発生している。</p> <p>また、周辺では現在でも抜け道として利用する自動車が多く、一方通行路にも関わらず、時速40キロ以上で走行する自動車も見受けられるため、非常に危険である。</p> <p>上記事由より、想定搬入路となっている道路計画の説明を先にしていきたい。</p> <p>上尾伊奈線の道路計画については、未だに全容不明であり、道路建設後の環境変化についても未知数である。</p> <p>よって、道路計画の説明および実行が本質的には先行すべきであり、環境影響評価調査はその後に実施すべきである。</p>	<p>令和7年5月には、都市計画道路上尾伊奈線の都市計画の変更に関する説明会を開催しました。工事施工のための準備を滞りなく進めております。</p> <p>都市計画道路上尾伊奈線の整備と上尾市内の道路計画は、本ごみ処理施設整備事業とは別事業でございますが、今後の渋滞対策や安全対策を考える上でもその関係性は重要と考えておりますので、上尾市及び伊奈町の道路部局と連携し、施設整備を進めて参ります。</p> <p>都市計画道路上尾伊奈線の開通後のごみ処理施設の工事着手では、両市町の現ごみ処理施設の老朽化により、地域の安定的なごみ処理を維持することが厳しくなるため、同時進行にて進めております。</p>
住民参加	<p>当該事業においては、住民への説明機会が大変少ない状況となっており、また、告知方法についても組合のホームページ上での告知と限定的であり、周辺住民に対しての周知をもっとすべきではないかと思慮する。</p>	<p>ごみ広域事業とし、住民説明会は令和6年度に30回、令和7年度に23回開催しました。告知方法についても、組合ホームページの他、上尾市及び伊奈町の広報、SNSなど広く設定しています。なお、地元住民に対しての説明会では戸別にチラシを配布し周知をしています。</p> <p>事業者決定後には、工事段階ごとに今後も住民説明会を開催してまいります。</p>
交通計画	<p>道路計画については現状の交通状態の分析および当該施設の工事中・開所後の見込みが未知数である。</p> <p>当該施設開所による交通量の増加は容易に予想できるため、自家用車の交通量を減らす施策などを考えることを切に願いたい。</p> <p>まずは道路計画、道路建設後の車の流れを住民に説明したうえでの環境影響評価が意義のある事業計画であると考えている。</p>	<p>施設に出入りする車両の運行方法については、車両の分散等も含め、今後検討してまいります。</p>

2 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

第6章に示された知事の意見と都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 (1/3) 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解	
1 事業計画について	(1)	国の排出削減目標（NDC）や、県、伊奈町の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。	焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討してまいります。
	(2)	導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	本事業において導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮いたします。また、実現可能な範囲で、先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めてまいります。
	(3)	高効率ごみ発電設備（蓄電設備等含む）の導入や余熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。	計画施設へは、高効率ごみ発電設備を導入します。また施設内における熱エネルギーの高効率利用について検討してまいります。
	(4)	計画地周辺には、住居や商業施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。 また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えることがないように努めること。	臭気が発生する箇所については、密閉化、必要な換気・給気を行うなど、臭気の外部漏れの遮断を図ります。ごみピットから発生する臭気は燃焼空気としてピット内から吸引し、炉内のごみの燃焼とともに分解処理を行います。休炉時においても、ごみピット等からの悪臭が漏洩しないよう十分な脱臭対策を行い、周辺に影響を与えることがないように努めてまいります。
	(5)	ごみ処理施設の統廃合に伴う交通流の変化により、計画地周辺における生活環境への影響の増大が懸念されることから、必要な対策を実施すること。	周辺における交通流に大きな変化が生じないように、搬入・搬出経路を工夫します。 また、ごみ処理施設整備工事中においては、工事車両が特定の時間に偏らないよう配慮し、施設稼働後の受付時間についても、通学や通勤の時間帯に極力影響しないよう設定しました。
	(6)	計画地に隣接している原市沼川については、過去に流域で浸水があった区域があることから、災害時の地域の避難拠点として機能するよう、原市沼調節池の整備状況等を踏まえ、必要な対策を検討すること。	計画施設は、過去に流域で浸水があった地盤高以上に設置し、災害時にも地域の避難拠点として機能させます。
	(7)	プラント用水に井水を利用する場合には、計画地周辺の農地利用や上水利用等への影響が懸念されることから、埼玉県生活環境保全条例を遵守し、十分な対策を実施すること。 なお、敷地内の観測井もしくは計画地周辺の既設観測井等において継続的に観測を行うことが望ましい。	プラント用水には上水を利用し、井水を利用しない計画としました。

表 7.2-1 (2/3) 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1 事業計画について	(8) 計画地の施設配置（空き地の利用方法含む）については、安全性を考慮しながらも、計画地東側の樹林地等の周辺緑地との連続性を確保するなど、可能な限り、生物多様性や地域住民に配慮した計画を検討すること。 なお、検討に当たってはビオトープを整備している周辺ごみ処理施設の事例等を参考にすることが望ましい。	計画地内には実行可能な範囲で緑地を設置し、周辺緑地の連続性にも配慮した施設配置計画を検討してまいります。また、周辺ごみ処理施設の事例等を参考とし、実現可能な環境保全機能を検討してまいります。
	(9) 市民のライフスタイルの変化、従来存在しなかった新たな製品の販売・使用に伴い、廃棄物の量のみならず質の変化も生じていることから、施設及び設備の導入に当たっては、紙おむつ等の近年排出が増加している廃棄物についても考慮すること。	幅広いごみ量・ごみ質に対応できるよう、適切に対応してまいります。
2 調査、予測及び評価について	(1) 動物及び植物 保全すべき動物種について、国内外来種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。	保守すべき動物種においては、再度精査しました。
	計画地周辺では、過去にカヤネズミやタヌキ、コウホネ等の生息が確認されていることから、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。	既存資料を参考に、現地調査を実施しました。これらの結果を基に、動植物の生息生育環境の保全措置を検討しました。
	鳥類の調査において、一般的な昼行性の種だけでなく、採餌のために計画地へ夜間に飛来する種も想定されることから、夜間調査についても実施すること。	鳥類の調査については、夜間の調査を実施し、夜間に飛来する種についても把握に努めました。
	計画地に隣接している原市沼川について、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴い環境が変化する可能性があることから、魚類・底生動物を含め関係する動物の予測・評価に当たっては、本事業による環境の変化について考慮すること。	本事業によって、魚類・底生動物を含め関係する動物の生息環境の変化が可能な限り生じないよう、工事計画、施設配置計画及び予測結果を踏まえ環境保全措置を検討し、評価しました。
	(2) 生態系 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種については、単に調査結果から選定するのではなく、専門家等からの助言を受けた上で選定すること。	生態系の指標となる着目種の抽出については、地域の有識者のご意見を伺い、内容の取りまとめを行いました。
(3) 景観 予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定すること。 なお、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行うことが望ましい。	予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定しました。なお、予測については、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により行いました。	
(4) 史跡・文化財 計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、教育委員会とよく協議し、包蔵地外も含めて調査を行うこと。	令和5年度に町教育委員会により対象事業実施区域において幅広く埋蔵文化財を調査しましたが、遺構等が見つかりませんでした。包蔵地外においても慎重に施工し、埋蔵文化財が確認された場合は、町教育委員会とよく協議を行い、適切に対応してまいります。	

表 7.2-1 (3/3) 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2 調査、 予測及び 評価について	(5) 温室効果ガス等 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測・評価を行うこと。	廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合については、最新のデータを用いて予測・評価を行いました。
	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、二酸化炭素だけでなく、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象とすること。	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象としました。
3 環境保全措置について	(1) 動物 工事期間中にオオタカの営巣が確認された場合について、対応を明示すること。	現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺 400m圏内においては、営巣はなく、餌場として利用されていることがわかりました。工事期間中に、対象事業実施区域及びその周辺 400m圏内において、営巣が確認された場合は、必要に応じて追加の環境保全措置を講じてまいります。
	(2) 史跡・文化財 計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。 開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。	工事着手後に埋蔵文化財が確認された場合は、町教育委員会と協議を行い、適切に保全措置を検討いたします。

第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

1 調査項目

埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月埼玉県告示第1588号）に基づき、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）ごとに環境への影響の程度を検討し、環境影響評価を行う項目を選定した。

1.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、本事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

抽出した環境影響要因は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行

1.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針の別表 3-5 の関連表（以下「指針別表」という。）に準拠して選定した。

選定結果は表 8.2-1 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の16項目を選定した。

表 8.2-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分			工事中			存在・供用時				
調査・予測・評価の項目	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の工事	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						○		
		浮遊粒子状物質			◎				○	○
		微小粒子状物質							○	○
		炭化水素			◎					○
		粉じん	○	×						×
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質							○	
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	○
		低周波音							○	
	振動	振動	○	○					○	○
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							○	
		特定悪臭物質							○	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）							△
			浮遊物質（SS）				◎			△
			窒素及びリン（T-N、T-P）							△
			水温							
			水素イオン濃度（pH）				◎			△
			溶存酸素量（DO）							△
			その他の生活環境項目							△
		底質	健康項目等							△
			強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 底質に係る有害物質等							×
	水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
		河川等の流量、流速及び水位								
		地下水の水位及び水脈								
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌	土壌に係る有害項目							○	
	地盤	地盤沈下								
	地象	土地の安定性								
地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）									△	
表土の状況及び生産性										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種			○				△	
		保全すべき種				◎			△	
	植物	植生及び保全すべき群落				◎			△	
		緑の量							△	
生態系	地域を特徴づける生態系			○				△		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）							×	
		眺望景観							○	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			○			△	△	◎
	史跡・文化財	指定文化財等								×
		埋蔵文化財								△
	日照阻害	日影の状況							○	
	電波障害	電波受信状況							○	
	風害	局所的な風の発生状況								
	光害	人工光又は工作物による反射光								
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				◎			○
残土						◎				
雨水及び処理水										
温室効果ガス等		温室効果ガス	○	○					○	○
	オゾン層破壊物質								△	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△	△						

○：指針別表で標準的に選定するとされている項目
△：指針別表で事業特性、地域特性により選定するとされている項目
◎：○又は△に該当しないが、自主的に選定する項目
△：事業特性、地域特性により判断して選定しない項目
×：指針別表で標準的に選定するとされている項目であるが選定しなかった項目

1.3 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価の項目として選定した理由を表 8.3-1 に、選定しない理由を表 8.3-2 に示す。

表 8.3-1(1/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	微小粒子状物質	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による微小粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働による粉じんの発生が考えられるため選定する。
	水銀等（水銀及びその化合物）	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（水銀）の発生が考えられるため選定する。
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）の発生が考えられるため選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う工場騒音、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う工場振動、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。

表 8.3-1(2/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
水質	SS、pH	工事中	造成等の工事に伴う濁水及びアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
	BOD、SS、pH、DO、その他の生活環境項目（大腸菌数）	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。そのため、公共用水域への影響はないが、平常時の原市沼川の現状の水質を把握するため調査のみを行う。
土壌	土壌に係る有害項目	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴い保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中	造成等の工事に伴う濁水の影響により、河道内の保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	存在・供用時	計画施設の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴い保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	計画施設の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の存在、計画施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用時	計画施設の存在による埋蔵文化財の改変が考えられるため選定する。
日照阻害	日影の状況	存在・供用時	計画施設の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	計画施設の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
	残土	工事中	造成等の工事に伴う残土の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 8.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	工事中	資材運搬等の車両はタイヤ洗浄を行い、車輪・車体に付着した土砂等を十分除去した後に退出すること、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しない。
		存在・供用時	ごみ収集車両等は、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しない。
水質	T-N、T-P、その他の生活環境項目、健康項目等	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。公共用水域への影響はないことから、生活環境項目の一部（BOD、SS、pH、DO、大腸菌数）を除いて選定しない。
水質（底質）	底質に係る有害物質等	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。公共用水域への影響はないことから選定しない。
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は概ね平坦地であり、重要な地形及び地質も存在しないため選定しない。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財は存在しないため選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

2 調査方法

前項で環境影響評価項目として選定した 16 項目のうち、廃棄物等及び温室効果ガス等については、現地調査を実施しなかった。現地調査の概要は表 8.2-1～表 8.2-14 に示すとおりである。

なお、調査方法の詳細については、「第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示す。

表 8.2-1(1/2) 現地調査の概要一覧（大気質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
大気質の状況 ・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・微小粒子状物質(PM2.5) ・炭化水素 ・降下ばいじん ・水銀等（水銀及びその化合物） ・塩化水素 ・ダイオキシン類	既存資料調査 下記資料を調査し、大気質の状況を把握する。 ・「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県環境部） <調査地点> 一般環境測定局：上尾局（上尾市浅間台3-35） 蓮田局（蓮田市蓮田5-30） さいたま市宮原局（さいたま市北区宮原町4-129） 久喜局（久喜市江面85） 鴻巣局（鴻巣市中央1-1） さいたま市役所局（さいたま市浦和区常盤6-4-4） さいたま大官局（さいたま市大宮区大門町3-3） 川越市川越局（川越市宮下町2-7-4） 自動車排出ガス測定局：さいたま西原自排局（さいたま市岩槻区岩槻3750） 川島自排局（川島町かわじま2-19）
	現地調査 <調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点 （対象事業実施区域では沿道大気を兼ねるものとし、炭化水素についても調査を行う。（その調査方法は沿道大気欄参照）） <調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とする。 <調査項目・調査方法> ・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・降下ばいじん：「環境測定分析法註解」（社）日本環境測定分析協会 デボジットゲージ法またはガスジャー法による測定方法（30日間調査） （対象事業実施区域内 1 地点のみとする。） ・水銀（水銀及びその化合物）：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年環境省） ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁） ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）
	沿道大気 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート上の 4 地点 （対象事業実施区域では環境大気を兼ねるものとする。） <調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とする。 <調査項目・調査方法> ・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・炭化水素：「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」（昭和52年環大企第61号）

表 8.2-1 (2/2) 現地調査の概要一覧 (大気質)

調 査		
調 査 対 象	調 査 手 法 等	
気象の状況 [地上気象] ・風向、風速 ・大気安定度 (日射量、放射収支量) ・気温、湿度 [上層気象] ・気温 ・風向、風速	既存資料 調査	下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認する。 ・地域気象観測所 (アメダス) の1時間値 ・最寄りの気象観測地点での統計値 <調査地点> ・アメダスさいたま (気温、降水量、風向、風速) ・上尾市消防本部東消防署 (気温、降水量、風向、風速)
	現地調査	<調査地点> ・地上気象：対象事業実施区域内の1地点 ・上層気象：対象事業実施区域内の1地点 <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続とする。 ・上層気象：4季各1週間(原則1日あたり8回)の調査とする。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」(平成14年気象庁)に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」(平成16年気象庁)に準拠した方法
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	現地踏 査・既存 資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」(国土交通省)
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 4地点 ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 4地点 <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏 査・既存 資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全 についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況	現地踏 査・既存 資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

注：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車(特殊車は形状に応じて分類)とする。

表 8.2-2 現地調査の概要一覧（騒音）

調 査 対 象		調 査 手 法 等	
騒音の状況 ・環境騒音の音圧レベル ・道路交通騒音の音圧レベル	既存資料調査	下記資料を調査し、騒音の状況を把握する。 ・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部） <調査地点> 路線名：一般国道17号、県道さいたま菖蒲線、県道上尾蓮田線、県道蓮田鴻巣線、 県道上尾久喜線、県道上尾環状線	
	現地調査	環境騒音	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側） <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号） ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準」（厚生省・ 農林省・通商産業省・運輸省告示1号）に定める方法 ・「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」
		道路交通騒音	<調査地点> ・関係車両主要走行ルート上の4地点 <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号）
低周波音の状況 ・G特性音圧レベル ・1/3オクターブバンド音圧レベル	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側） <調査期間、時期等> ・低周波音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁）	
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）	
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の4地点 ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の4地点 <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。	
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。	

注：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とする。

表 8.2-3 現地調査の概要一覧（振動）

調 査 対 象		調 査 手 法 等	
振動の状況 ・環境振動レベル ・道路交通振動レベル ・地盤卓越振動数	既存資料調査	下記資料を調査し、振動の状況を把握する。 ・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部） <調査地点> 路線名：一般国道17号、県道さいたま菖蒲線	
	現地調査	環境振動	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側） <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)による。
		道路交通振動	<調査地点> ・関係車両主要走行ルート上の4地点 <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)による。
		地盤卓越振動数	<調査地点> ・道路交通振動の調査地点と同様とする。 <調査期間、時期等> ・道路交通振動の調査期間内にそれぞれ1回とする。 <調査方法> ・「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」（国土技術政策総合研究所）に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）	
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の4地点 ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の4地点 <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。	
振動の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。	
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。	

注：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とする。

表 8.2-4 現地調査の概要一覧（悪臭）

調 査 対 象		調 査 手 法 等
悪臭の状況 ・特定悪臭物質注：22項目 ・臭気指数(臭気濃度)	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域の敷地境界(風上、風下)の2地点 ・対象事業実施区域周辺の住宅地の4地点(臭気指数のみの調査とする。)(大気質のA-2, 3, 4, 5と同様) <調査期間、回数> ・気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回とする。 <調査方法> ・特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年環告示第9号) ・臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環告示第63号)
気象 ・風向、風速 ・大気安定度 (日射量、放射収支量)	既存資料 調査	下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認する(「1 大気質」と同様)。 ・地域気象観測所(アメダス)の1時間値 ・最寄りの気象観測地点での統計値 <調査地点> ・アメダスさいたま(気温、降水量、風向、風速) ・上尾市消防本部東消防署(気温、降水量、風向、風速) (p.3-58 図3.2.1-1参照)
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全 についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況	現地踏 査・既存 資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

注：特定悪臭物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

表 8.2-5 現地調査の概要一覧（水質）

調 査 対 象		調 査 手 法 等
公共用水域の水質 水象の状況 ・生活環境項目 ・健康項目 ・その他の水質指標 ・流量	既存資料調査	下記資料を調査し、水質汚濁物質濃度の状況を把握する。 ・「上尾市環境年次報告書（最新版）」（上尾市） ・「水質検査結果（最新版）」（伊奈町） <調査地点> ・原市沼川（上平橋、境橋） ・綾瀬川（立合橋） ・綾瀬川（境橋、大針橋、綾瀬橋、別所橋、綾瀬川・原市沼川合流点） ・原市沼川（境橋、埼玉トヨペット先） （流量は原市沼川（上平橋、境橋）、綾瀬川（立合橋）のみ）
公共用水域の水質 水象の状況 （平常時） ・生活環境項目等 ^注 ・流量、流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺 2 地点 <調査期間、時期等> 4 季に各 1 回とする。 <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等を用いる断面法による。 ・現地踏査による。
（降雨時） ・浮遊物質量（SS） ・濁度 ・電気伝導度（EC） ・pH ・流量	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺 2 地点 <調査期間、時期等> ・降雨時 2 回（各回 2 試料採取） <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等による。
土砂の性状（沈降特性） ・浮遊物質量（SS）	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域の代表地点 <調査期間、時期等> ・土壌調査等にあわせて実施（1 回） <調査方法> ・SSと静置（経過）時間との近似式を求める。
その他の関連事項 ・降水量の状況 ・水利用及び水域利用の状況 ・既存の主な発生源の状況	現地踏査・既存資料調査	・アメダスさいたま（気温、降水量、風向、風速） ・上尾市消防本部東消防署（気温、降水量、風向、風速） 現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図、漁業権設定の状況等について最新資料の収集等により把握する。

注：生活環境項目等 水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素（DO）、大腸菌数

表 8.2-6 現地調査の概要一覧（土壌）

調 査 対 象		調 査 手 法 等
土壌に係る有害物質の状況 ・ダイオキシン類	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点 <調査期間、時期等> ・1 回とする。 <調査方法> ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）
その他の関連事項 ・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況） ・気象の状況（降水量） ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況	現地踏査・既存資料調査	・アメダスさいたま（気温、降水量、風向、風速） ・上尾市消防本部東消防署（気温、降水量、風向、風速） 現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-7 現地調査の概要一覧（動物）

調 査 対 象		調 査 手 法 等																										
動物相の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・爬虫類 ・両生類 ・昆虫類 ・魚類 ・底生動物 ・猛禽類	既存資料調査	下記資料を調査し、動物相の状況等を把握する。 ・「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）（埼玉県、2018年）」 ・「第2回～第6回自然環境保全基礎調査（環境省、1978年～2005年）」 ・「上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成33年3月）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第十四集 伊奈の野鳥（伊奈町史編集室）」																										
	現地調査	<調査範囲> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする（魚類、底生動物、猛禽類を除く）。魚類、底生動物は原市沼川とする。 <調査期間、回数及び方法> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">調査項目</th> <th style="width: 45%;">調査時期・回数</th> <th style="width: 40%;">調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回</td> <td>直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回</td> <td>任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td rowspan="2">早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回</td> <td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>直接観察法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回</td> <td>直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集</td> </tr> <tr> <td>猛禽類^注</td> <td>2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）</td> <td>「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とする。</p>		調査項目	調査時期・回数	調査方法	哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法	鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）	爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査	両生類	直接観察法	昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法	魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査	底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集	猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）
調査項目	調査時期・回数	調査方法																										
哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法																										
鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）																										
爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査																										
両生類		直接観察法																										
昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法																										
魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査																										
底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集																										
猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠																										
保全すべき種の状況	現地調査	保全すべき種の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を明らかにする。																										
生息環境の状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにする。																										
その他の関連事項 ・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	既存資料調査、現地調査結果から総合的に考察する。また、必要に応じて地域住民からの聴き取りによる。																										

表 8.2-8 現地調査の概要一覧（植物）

調 査		調 査 手 法 等
調 査 事 項		
植物相 植物群落 大径木	既存資料 調査	<p>下記資料を調査し、植物相の状況等を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県レッドデータブック植物編2011（第4版）（埼玉県、2011年）」 ・「上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成3年3月）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第九集 伊奈の植物Ⅰ（伊奈町史編集室）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第十集 伊奈の植物Ⅱ（伊奈町史編集室）」 ・「伊奈町史 別編 伊奈の植物 補遺編（伊奈町教育委員会）」
	現地調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする。また、原市沼川（魚類、底生動物の調査地点付近）とする。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早春 3月上旬-3月下旬、春 4月中旬-5月中旬、夏 7月上旬-7月下旬、秋10月上旬-11月上旬に各1回とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録する。 ・現存植生：植物社会学的手法（ブラウンブランケの全推定法）に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成する。 ・群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握する。 ・潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生（二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等）の分布と立地条件を確認する。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成する。
保全すべき種、群落の分布、生育の状況	現地調査	保全すべき種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにする。
生育環境の状況	既存資料 （含む現地調査結果）調査	生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにする。
緑の量 ・緑被率 ・緑視率	既存資料 （含む現地調査結果）調査	<p>緑被率：植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握する。</p> <p>緑視率：写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。</p> <p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意の1回とする。
その他の関連事項 ・広域的な植物相及び植物分布の状況 ・過去の植物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料 （含む現地調査結果）調査	既存資料調査、現地調査結果から総合的に考察する。また、必要に応じて地域住民からの聞き取りによる。

表 8.2-9 現地調査の概要一覧（生態系）

調 査		調 査 手 法 等
調 査 事 項		
地域を特徴づける生態系	既存資料 (含む現地調査結果) 調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から200m程度の範囲を基本とする。 (猛禽類については、概ね2,000m程度の範囲を目安とした調査結果による。) <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一とするが、必要に応じて適宜追加することとする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理する。
着目種と関係種との関係 着目種及び関係する種の生息・ 生育環境を規定する非生物環境 の状況	既存資料 (含む現地調査結果) 調査	<ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相のなかで、効率的かつ効果的に生態系を把握できる種、群落等について生活史、食性、繁殖習性、行動習性、生育環境、生息環境の特徴（非生物環境を含む）等、食物連鎖上の関係及び共生の関係の視点に基づき整理する。

表 8.2-10 現地調査の概要一覧（景観）

調 査		調 査 手 法 等
調 査 対 象		
主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点の状況	既存資料 調査	既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。
	現地調査	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点 (主要な眺望地点11地点) <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 季節による景観の変化を考慮して4季調査とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 写真撮影による。
その他の関連事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・ 文化財等の状況 ・土地利用状況	現地踏査 ・既存資料 調査	既存資料調査、現地踏査により把握する。また、必要に応じて地域住民からの聴き取りによる。

表 8.2-11 現地調査の概要一覧（自然とのふれあいの場）

調 査		調 査 手 法 等
調 査 事 項		
自然とのふれあいの場の資源状況、 周辺環境の状況等	既存資料調査	対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの活動の場の位置、種類、規模、状況、特性等、利用状況、周辺状況を地形図、観光ガイドブック等の既存資料により把握する。
自然とのふれあいの場の利用状況 自然とのふれあいの場への交通 手段の状況	現地調査	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて、影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 <p><調査期間、時期等></p> <p>4季に各1回とする。</p> <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査及び利用者、管理者への聞き取りによる。
その他の関連事項 ・周辺の土地利用 ・周辺の交通網の状況	現地踏査・既存 資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-12 現地調査の概要一覧（文化財）

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
埋蔵文化財の分布状況 ・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等	既存資料調査	下記資料を調査し、埋蔵文化財の分布状況を把握する。 ・「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ」（埼玉県教育局）
	現地踏査	<調査地点> ・対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とする。 <調査期間、時期等> ・任意の時期に1回とする。 <調査方法> ・現地踏査及び関係機関への聞き取りによる。
その他の関連事項 ・周辺の土地利用	既存資料調査	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-13 現地調査の概要一覧（日照障害）

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
日影の状況	現地調査	<調査地点> ・冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <調査期間、時期等> ・冬至日またはその前後の時期に1回とする。 <調査方法> ・天空写真撮影による。
その他の関連事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図、日影規制図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-14 現地調査の概要一覧（電波障害）

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
電波の発信状況	既存資料調査	下記資料を調査し、電波の発信状況を把握する。 ・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編）」
電波の受信状況	現地調査	<調査地点> ・電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域において、電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <調査期間、時期等> ・任意の時期に1回とする。 <調査方法> ・電界強度測定車による路上調査とする。 ^注
その他の関連事項 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 住宅等の分布状況 電波受信の方法	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図等の最新資料の収集等により把握する。

注:対象とする電波は、地上デジタル放送とする。

第9章 第8章の選定についての知事の技術的助言の内容

「第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法」の選定についての知事の技術的な助言は特に受けていない。